

講義・演習概要（シラバス）

第1部課程第120期（平成25年4月9日～平成25年9月4日）

課 目 名	行政法
時 限 数	28時限
担 当 講 師	氏名 交告尚史 <プロフィール> 1979年3月 神戸大学法学部卒業 1985年3月 神戸大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学 1985年4月 神戸商科大学商経学部助手 1990年4月 同 助教授 1995年4月 神奈川大学法学部助教授 2002年4月 同 教授 2005年4月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
ね ら い	行政法の基礎知識を学ぶ。行政機関が私人の行為に制限をかける（たとえば飲食店を営業している人に営業の停止を命じる）には然るべき法律の根拠が必要であるとか、その場合に私たちの自由に対する制約は必要最小限に止めるべきだといった行政法学の基本的な考え方を確実に身につけることが大切である。もう少し付け加えるなら、私人に対する行政機関の働きかけに関してどのようなルールが存在するのか、私人の行為を制限する手段にはどのようなものがあるか、その手段を使うときにどのような手続が採られるべきかといったことを考えてもらうことになる。できれば、時間外に受講者それぞれの経験や悩み事を語っていただき、それについての講師の方で思索して、講義に反映させるようにしたい。
講 義 概 要	第1回 行政法学の出発点—行政の概念、法治主義、規制行政と給付行政ほか 第2回 ルールのいろいろ—法律、行政立法、内部規範略説 第3回 行政組織1—行政組織法上の機関概念 第4回 行政組織2—行政作用法・行政処分・行政庁、権限行使の原則 第5回 国と地方の関係—法律と条例、自治事務と法定受託事務 第6回 行政活動の様々な手段—その全体像、とくに行政計画 第7回 行政処分1：総説—行政処分の概念と分類 第8回 行政処分2：許認可処分と柔軟な処理—部分許可と附款 第9回 行政処分3：義務の履行の確保—行政代執行法の仕組み 第10回 行政処分4：行政機関による行政処分の効力の覆滅—職権取消しと撤回 第11回 行政処分5：争訟との関係—行政処分の効力、無効と取消し 第12回 行政指導—行政処分との比較、行政手続法・行政手続条例の規律 第13回 行政契約—給付行政における契約と行政処分、規制行政における契約 第14回 即時強制と行政調査—即時強制の即時性、手続保障。行政調査の種類と制約。 第15回 行政法上の義務の履行確保—行政代執行再説、その他の履行確保手段 第16回 行政裁量1：裁量概念—実体的説明、訴訟との関係、要件裁量と効果裁量 第17回 行政裁量2：裁量瑕疵の類型—平等原則、比例原則など 第18回 行政裁量3：裁量行使と法律の目的—目的拘束の法理 第19回 行政手続1：行政手続の意義—実体と手続、行政手続法の構成

	第 20 回 行政手続 2 : 申請に対する処分と不利益処分—それぞれに固有の手続 第 21 回 行政手続 3 : 処分全体に共通する手続—審査基準・処分基準、理由の提示 第 22 回 行政の内部規範に関する総合的考察—基準の適用と裁量瑕疵 第 23 回 行政上の不服申立て—行政不服審査法の構成 第 24 回 行政訴訟 1 —概説、取消訴訟 第 25 回 行政訴訟 2 —無効確認訴訟、不作為の違法確認訴訟、争点訴訟 第 26 回 行政訴訟 3 —義務付け訴訟、差止め訴訟、当事者訴訟 第 27 回 国家賠償—違法な行政活動によって発生した損害の賠償 第 28 回 損失補償—適法な行政活動によって生じた損失の埋め合わせ
受講上の注意	講義で学んだことを、自分のこれまでの職場経験と照らし合わせてみることに。 その結果、何か思いついたときは、A 4 用紙 1 枚程度の文書にまとめて提出されたい。口頭の伝達でもよいが、文書にまとめる訓練も大切である。
使用教材	講義レジュメのほか、教科書として、今村成和著・畠山武道補訂『行政法入門 [第 9 版]』（有斐閣）と、宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選 I II [第 6 版]』（有斐閣）を用いる。
効果測定	なし
その他 (他の課目との関連)	なし